

平成 25 年度
事業計画書

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

基本方針「地域に必要とされる社協を目指し」

この冬、道内で一夜にして9名の方が記録的な暴風雪により尊い命を落とされました。中でも、湧別町での、我が子の命を父親が自らの命に代えて救ったという報道は、家族の絆だけでは無く、知人の行動を誇りに思い、無くした命を悔やむ、小さなコミュニティにおける人々の姿に、地域の絆、思いやり、繋がりを強く感じました。

一方、都市部では、経済的に恵まれた家庭環境にありながら、自らの楽しみのために育児を放棄し、自分の子を殺めるといった事件が発生しました。周りからは幸福に見えていても、実は家庭で孤独や悩みを抱えており、このような事件の発生は近所や地域社会が悲愴で無念な思いでおおわれることとなります。

私たちは東日本大震災以降、地域での「絆」の大切さを感じておりますが、同時に地域には、制度の谷間で、複合的な課題を抱えている人たちも生活しております。少子高齢化やライフスタイルの多様化、経済状況の停滞などにより、私たちが抱える生活課題は一層複雑多様化しており、公的サービスだけでは全てを解決することはできません。地域で暮らす全ての方が自立した尊厳ある生活を送るためには、絆を基本として同じ地域に暮らす人と人との支え合い-地域福祉の推進-福祉のまちづくりが今後ますます重要となります。

これら地域福祉の推進に対して国は平成19年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を発足させ同年度末に報告書を取りまとめました。また全国社会福祉協議会では「社協・生活支援活動強化方針」がアクションプランとして示されました。

石狩市社会福祉協議会は、国や全社協が示した地域福祉のあり方を石狩市の地域特性と地域事情に合わせ、地域の様々な福祉課題に向き合い、「社協の特性や強みを活かして何ができるのか」「社協にしかできないことは何か」を改めて自らに問いかけ、「石狩市地域福祉りんくるプラン」の推進と、市民みんなが参加する地域ボランティア活動を中核として地域福祉の発展に尽くして参ります。

さて、平成24年度末で本会の指定管理期間が終了する浜益区5施設は、当初は評議員会の決定に基づき指定管理者公募へ応募しないこととしました。しかしながら、新たな指定管理者が事業開始に至らなく年度末に急遽、事業受託者として当面の間事業を継続することといたしました。事業継続に対してはそれなりの覚悟をもって取り組む必要性を感じております。

平成25年度は、社会福祉法人としての強固な基盤づくりと、地域に必要とされる社協の真の姿を目指し、前に進む新たなスタートを切る年度と位置付け、努力を惜しまず各種事務事業を進めて参ります。

事業計画重点項目

1. 地域福祉関連事業・地域福祉計画（実践計画の）の推進

社会福祉協議会の目的は「地域福祉の推進」であることを全職員一人一人が十分に認識し、これら事業に係る職員の資質の向上を図るとともに、地域福祉懇談会等、地域に社協の姿を見ていただける地域に出向いた事業に重点を置き、地域福祉活動の大切さを伝えるとともに、地域の実態に沿った事業を継続し進めます。

また、2年目を迎えるボランティアポイント事業については、制度利用対象者の年齢制限を廃止し誰もが参加出来る仕組みを構築し、説明会等を積極的に開催することで、ボランティア活動者や活動先の更なる拡充に努めます。

さらに、石狩市地域福祉りんくるプランの計画期間も残り2年となり、石狩市との連携を強めることはもとより、これまでの取り組みの評価の状況等、次期計画に繋ぐ新たな課題等を意識して計画の目標達成に努めます。

2. 赤字経営体質の脱却と介護保険事業の経営安定に向けた取り組み

平成24年度の介護保険法の改正により、事業経営の視点では非常に厳しく、収支面においても大きな負の影響を受けています。

浜益5施設は指定管理から業務委託となりましたが、ご利用者、ご家族の満足度や安心感を高めることは言うまでもなく、収入や経費を意識した運営や業務の効率化、職員体制の見直しを進めます。利用者増は、ご利用者、ご家族、他事業所の信頼が基礎であり、そのためにはサービスの質の向上と内容の充実を図り、結果として法人経営に繋がるとの認識で事業を推進してまいります。

3. 相談支援体制の充実

長引く不況の影響による失業者の増加に伴い、生活福祉資金等生活費の貸付に関する相談は増加傾向にあり、その多種多様な課題解決に向け、民生委員や各関係機関との連携を強め自立を支える相談支援体制の充実に努めます。

また、平成26年度、日常生活自立支援事業の相談窓口が市町村社協へ移管となる動きを捉え、必要な知識の研鑽や職員体制の整備を取り進めます。

事業内容

「市民に開かれた社協活動・運営を目指して」

1. 法人運営事業

1-1 理事会並びに評議員会の適正な開催【継続】

定款に基づき、法人の重要な事項を協議・決定する理事会並びに評議員会を開催し、法人の適正な運営と事業の推進を取り進めます。また、内部監査並びに外部監査により法人運営の適正化を図ります。

- (1) 三役会議（会長・副会長会議）の適時開催
- (2) 理事会の適時開催
- (3) 評議員会の適時開催
- (4) 内部監査の実施：社協監事により四半期毎に実施
- (5) 外部監査の実施：委託税理士により毎月実施

1-2 社協会費と寄付金の理解に向けた取り組み【継続】

地域福祉事業を展開する上で社協会費及び寄付金は貴重な自主財源であり、地域福祉事業に対する地域の理解と協力を求め会員加入の促進を図ります。

- (1) 一般会費 町内会（自治会）長宅を訪問し、会費の理解と協力を求める。また、未加入の町内会に対し引き続き会員加入の理解と協力を求める。
- (2) 法人会費 各企業等に文書にて会費の理解と協力を求める。また、関係企業及び石狩湾新港企業等の新規会員の加入に努める。
- (3) 特別会費 各関係者に文書にて会費の理解と協力を求める。また、社協広報誌やホームページにおいて新規会員の加入に努める。
- (4) 施設会費 各施設に文書にて会費の理解と協力を求める。また、新設施設及び未加入施設等新規会員の加入に努める。
- (5) 寄付金 社協広報誌やホームページにおいて寄付の理解と協力を継続的に掲載する。

1-3 社会福祉法人新会計基準への移行【新規】

平成23年から平成27年度までの間、社会福祉法人新会計基準への移行期間が定められ、石狩市社会福祉協議会は、平成25年度に移行を行います。新会計基準への移行にあたっては、会計基準が求めるコンプライアンスを確立することはもちろん、現在の会計事務そのものの見直しを行い、明瞭かつ効率的な事務を取り進め、会計の透明性に努めます。

1-4 支所（厚田支所・浜益支所）の機能強化【新規】

地域にある身近な社協窓口としての機能の強化と、それぞれの地域事情、地域特性に応じた、安心・安全・福祉のまちづくりの前線基地として積極的に地域に出向いてまいります。

1-5 役職員による専門部会の設置【継続】

本会の運営や事業等について、その具体的な方策等の調査や研究、役職員の意見交換、事業の方向性等の協議を行う場として設置された専門部会を適時開催します。

- (1) 地域福祉事業専門部会
- (2) 介護保険事業専門部会
- (3) 法人運営専門部会

「豊かな情報の共有と発信を目指して」

2. 企画広報事業

2-1 社協広報「ふれあい」の発行【継続】

市内における地域福祉活動をしっかり伝えられる広報をめざし、石狩市広報誌に折り込み年4回全戸配布を行います。また、現在の広報事務の担当制の見直しを行い、担当を跨ぐような組織を編成し、具体的な内容の充実に努めます。

- (1) 5月号 平成25年度事業計画及び予算・他の施設と連携（予定）
- (2) 7月号 平成24年度事業報告及び決算・ふれあい広場の周知（予定）
- (3) 10月号 赤い羽根共同募金の周知・福祉大会の周知（予定）
- (4) 1月号 赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金の報告（予定）

2-2 インターネットによるタイムリーな情報発信【継続】

ホームページのほか、ツイッター、フェイスブック等拡散性を持った情報発信手段を有効活用し、タイムリーな情報の発信と新たな世代への興味関心を得る広報活動を実施します。

- (1) ホームページ：URL <http://www.ishikari-shakyo.org>
- (2) ボランティアセンター日記（ブログ）
- (3) ツイッター（各事業における日々の取組等の発信）
 - ・石狩市地域福祉“りんくるちゃん” (@ishi_fukushi)
 - ・石狩市ボランティアセンター (@ishikari_vc)
- (4) フェイスブック
 - ・石狩市地域福祉“りんくるちゃん”
 - ・石狩市ボランティアセンター
 - ・石狩市社協 東日本大震災募金受付状況

2-3 福祉情報の発信【継続】

地域福祉計画に基づき広報誌、ホームページ等により、各種事業並びに福祉制度等内容や活用方法についてのPRを実施します。

- (1) 民生委員及び児童委員活動
- (2) 地域包括支援センター等公的機関
- (3) 成年後見人制度及び日常生活自立支援事業
- (4) 地域交流事業等地域の主体事業

2-4 社協事業ポスター啓発【新規】

新たな事業の啓発手段として、IT活用と同時に、ポスターの掲示が効果的であると考え、社協や地域福祉事業を紹介するポスターを制作し市内店舗、町内会館等、生活に密着している箇所への掲示をタイムリーに行います。

また、ポスター制作にあたっては印刷コストの費用対効果を十分に測定するとともに、担当する職員の誌面づくりに関するスキルアップに努めます。

「地域福祉活動の推進役として」

3. 福祉活動推進事業

3-1 地区社協活動・地域福祉活動の助成【継続】

地区社協活動支援を目的に、各地区社協に対し運営費・事業費を助成します。運営費については、予め定められている要綱に基づき世帯数により助成を行います。また、未組織化地区単位町内会福祉部等の活動を助成し、組織化への働きかけに努めます。

- | | | |
|------------------------------|----------|-----------|
| (1) 地区社協助成金年額（1地区）： | 運営費助成 | 1世帯あたり23円 |
| | 地域福祉活動助成 | 50,000円 |
| (2) 単位町内会地域福祉活動助成金年額（1単位町内会） | | 20,000円 |

3-2 ふれあい給食サービス【継続】

食事の提供を手段とし、地域ボランティアとのふれあいを通じ独居等高齢者の孤立を防ぐ。また、年末は、歳末募金を財源とした特別食(年越し蕎麦)の配布や必要に応じ試食会を実施し担い手や対象者増を図り、利用者負担金300円で食事を提供し、利用者の増進を目指します。

- (1) 対象者：70歳以上の独居もしくは高齢者夫婦世帯
- (2) 実施者：地区社協又は町内会(自治会)の役員、ボランティア、民生委員等
- (3) 回数：月2回を上限
- (4) 方法：対象者宅へお弁当を配る配食又は会館等での会食
- (5) 負担金：1回300円
- (6) 食事：市内業者のお弁当 1食600円

3-3 社会福祉大会【継続】

石狩市民が地域福祉について考える場として毎年11月に社会福祉大会(福祉講演会)を開催しています。式典においてはこれまで社協活動に貢献された方の表彰及び多額の寄付等に対する感謝状の贈呈式を実施します。

- (1) 表彰 基準日10月1日
 - ・役員、評議員、委員会委員の在任期間が6年以上
- (2) 感謝 基準日10月1日
 - ・経済的援助：寄付(物品等時価)が1件または継続し5万円以上、もしくは10年以上継続
 - ・労力的援助：社協活動への協力(個人5年・団体10年以上)

3-4 ふれあい広場いしかり【継続】

インクルージョンの定着をめざし、石狩市総合保健福祉センターにおいて、7月にふれあい広場いしかりを開催します。ステージ催し、抽選会、市内福祉団体等による販売コーナーの設置、ふれあいを目的としたビアホールの開催等多くの参加者が集い、ふれあうことができるイベントを目指します。

開催にあたっては、社協役員・評議員、民生委員、地区社協関係者、ボランティア等で組織する実行委員会形式を採用し、各担当小委員会に分かれ、内容を協議し開催に向けて取り組みます。(平成24年度は、3,400名参加)

3-5 地区社協研修会の開催【継続】

各地区社協間の情報共有を目的とした連絡会議及び地域づくりについて、研修会を開催し地域づくりの実践について理解を深め、地区社協活動の活性化を図ります。

- (1) 地区社協連絡会議 : 年1回
- (2) 地区社協研修会 : 年1回

3-6 障がい者関係団体連絡会議・障がい者週間記念事業の開催協力【継続】

障がいの種別を越えた団体間の情報交換により、認識の共有、連携強化を図ることを目的に「障がい者関係団体連絡会議」を開催します。

また、団体活動のPRを目的に石狩市総合保健福祉センターロビーでの作品展や交流事業を実施します。

- (1) 障がい者団体連絡会議: 市内障がい者関係団体(知的・身体・視覚・聴力等)による情報交換を実施し、記念事業の内容について協議し実施に向けて取り進める
- (2) 障がい者週間記念事業: 福祉大会での展示(出店)及び12月に作品展と「交流もちつき大会」の実施

3-7 石狩市地域見守りネットワークの啓蒙・啓発【継続】

見守りネットワーク概念図を例示として活用し、地域に見守りの仕組みを広め、安心・安全・福祉のまちづくりを進めてまいります。また、地域福祉懇談会での意見を反映し、地域の実情に合った見守りネットワーク図を考案し、それぞれの地域が地域特性にあった安心の仕組みづくりを地域と共に考えます。

3-8 地域福祉調整員(地域福祉コーディネーター)養成研修【継続】

見守りネットワークが機能していくためには、近隣同士の見守り活動が行われることは勿論、支援が必要な方について適宜に情報がつながり、地域全体で解決を目指していける仕組みづくりが必要で、その中核となるのが地域福祉調整員です。課題整理の仕方や地域組織・社会資源の活用方法など、福祉調整員として実践的な研修会を開催します。

3-9 地域福祉協力員(地域福祉サポーター)研修並びに登録【継続】

実際に地域で見守りや身近な支援者として活躍いただく方がたを福祉協力員とし、実践的な見守り方法が身に付く研修会を実施、地域の求めに応じ本会に登録し登録証を発行します。

3-10 地域福祉協力店舗の拡大【継続】

地域福祉事業財源の確保を目的に募金箱を設置していただける地域福祉協力店舗数の増を図ります。募金は現金募金のほか、ハイスタンプ会の協力によりハイスタンプによる募金を同時に行います。また、ハイスタンプ会以外にも協力店を得る様に努めます。

3-11 地域福祉懇談会の開催【継続】

社協の顔を見ていただける絶好の機会と捉え、地域福祉関係者との連携をより強めることを目的に、町内会長や地区社協役員、民生委員児童委員、高齢者クラブ役員、地域ボランティア等を対象とした地域福祉懇談会を実施します。懇談会の実施にあたっては、担当職員が地域へ伺い、社協事業や地域における課題について意見交換をする場とします。

3-12 いしかり来いこいサロン（ふれあいサロン）の設置【継続】

世代間の交流を目的に、各世代の方々が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるようふれあいサロンの設置を進めます。

高齢者や地域住民が気軽に集い、交流を深めることにより、高齢者の閉じこもりや寝たきりを予防する等の生活支援を図ります。

3-13 ふれあいベンチの設置【継続】

地域における住民のふれあいの場となることを願い、ベンチを設置します。設置するベンチは石狩市リサイクルプラザの協力により製作します。なお、平成25年度が設置の最終年度となります。

- (1) 平成25年度設置目標 5基

3-14 石狩市の健康づくり事業への協力【継続】

石狩市が実施するウォーキング事業等の健康づくりを目的とした事業の周知等の協力を努めます。

3-15 救急医療情報キットの活用支援【継続】

体調異変などの緊急時に緊急連絡先・主治医等を救急機関に伝える「救急医療情報キット」は概ね全戸に配布されたところですが、転入者等で支給を受けていない方等に追加配布を行います。

- (1) 情報内容：主治医(医療機関)・緊急連絡先、生年月日
- (2) 保管方法：専用容器を冷蔵庫へ保管
- (3) 配布方法：町内会(自治会)と連携し配布
- (4) 周知等：広報等で活用や未配布世帯へ呼びかける。また活用パンフレットを使用しまとめ周知・理解に役立てる

3-16 助け合いマップ(福祉マップ)の制作支援【継続】

地区民協が作成したマップを平成25年度は民協6地区における更新作業と位置づけ各地区に助成します。

3-17 民生委員・児童委員連合協議会との協働【継続】

地域福祉の最前線に位置し、その推進役である、民生委員・児童委員と協力し車の両輪として地域福祉推進に努めます。

また、本年は全国一斉改選の年にあたることから新たに就任される委員とも一日も早く関係を構築できるよう、積極的に各地区定例会等に出向いてまいります。

「誰もが一つのボランティア活動を目指して」

4. ボランティア活動事業

4-1 ボランティアセンター運営【継続】

ボランティアコーディネーターを養成・配置し、ボランティア登録者の各種研修会参加の働きかけ等により、ボランティア登録者のスキルアップ及びボランティアセンターの機能充実に努めます。

4-2 ボランティア情報の提供【継続】

ボランティア情報の発信を目的に、ボランティアニーズ等を掲載した『愉快的仲間』を月1回発行し、ボランティア活動参加の働きかけを行います。

また、ボランティア登録者の拡充と合わせ新たなボランティア活動先の掘り起こしに努めます。

4-3 ボランティアグループの育成【継続】

各福祉事業で活躍するボランティア活動の継続を目的に、ボランティアグループへの参加の呼びかけや新たなグループの立ち上げを働きかけます。

- (1) ボランティア連絡協議会助成並びに事務局支援
- (2) 厚田、浜益区におけるボランティアグループの立ち上げへの働きかけ

4-4 ボランティア活動指定校の助成【継続】

石狩市内小中学校及び高校に対し、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施し、活動を行う学校に対し、その活動費用の一部を助成します。

- (1) 1校あたりの助成金額(年額) 児童生徒数に応じ上限 40,000 円

4-5 声のお便り【継続】

市内在住の視覚障がい者に対し石狩市広報等を朗読したカセットテープの無償貸出を実施する。録音は石狩朗読ボランティアの会が行い、社協は送付作業と運営助成を行います。

- (1) 石狩朗読ボランティアの会運営助成
- (2) 対応メディアの拡大を目指す

4-6 ボランティアスクール・登録ボランティア交流事業の開催【継続】

ボランティア活動に係る基本姿勢や基礎知識及びスキル向上を目的に、入門的講習会を実施。受講をきっかけにボランティア登録促進を図ります。

また、ボランティアセンター登録者を対象にした、様々な視点でのボランティア活動等

の周知や情報共有を図ることやボランティア登録者相互の交流や情報交換を目的とした事業実施や全道研修会への参加呼びかけを実施します。

4-7 シニアボランティア講習会【継続】

シニア世代を対象としたボランティアの講習会の開催やボランティアセンターの機能を分かりやすく案内し、ボランティア人材の拡充に努めます。

4-8 災害ボランティア関連事業【継続】

地震等災害発生時、社協内に「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつけた多種多様なボランティアを効果的かつ迅速・円滑に活動できるよう、また、市民が被災地に赴き円滑に活動できるよう講習会等を実施します。

- (1) 講習会の開催：災害ボランティア研修会
- (2) 災害ボランティア展示パネルの活用

4-9 小中学生ボランティアの育成【継続】

市内小中学校等との連携のもと、福祉やボランティアをより身近なものとするを目的に、昨年定めた児童や生徒を対象とした福祉体験プログラムを用いて、学校に出向いた福祉教室の開催に努めます。

4-10 イベント時ボランティアセンターの開設【継続】

石狩市内で行われる大きなお祭りやイベント等へ参加（出展）し、イベント時ボランティアセンターを開設します。

イベント時ボランティアセンターでは、ボランティアの相談の窓口のほか、ボランティアセンターを身近に感じることでできる広報活動等を実施します。

4-11 高齢者（障がい者）疑似体験教室の開催【継続】

ボランティア育成を目的に、高齢者疑似体験セットの体験教室の実施に努めます。

- (1) イベント時ボランティアセンターでの開催
- (2) ボランティア入門教室と連携
- (3) 小中学生の福祉体験学習での開催

4-12 ボランティアポイント事業（石狩市受託）【継続】

新たなボランティアの発掘や、やりがいや達成感といった活動に対する励みとなるよう、活動に対するポイント付与制度を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

また対象者の拡大を目的として18歳以上という年齢制限をはずし、学生をはじめ子どもが取り組める活動、子どもに付与しても違和感のないポイントの特典を用意します。

- (1) 対象活動：ボランティアセンターが調整する事業
- (2) 保 険：ポイント制度登録者用保険（福祉サービス総合補償）
- (3) ポイント付与：概ね30分の活動で1ポイント（上限1日4ポイント）
- (4) ポイント交換：1ポイントでハイスタンプ10枚と交換（未成年者には他の特典と交換）
- (5) 説 明 会：地域会館等での説明会の実施

4-13 被災地支援関連事業【継続】

震災から2年を経過し被災地のニーズは変化しており、ボランティアバス「石狩サーモン号」で培った、大槌町社協等との「絆」を生かし、情報収集を行い今我々が出来る活動を必要に応じて実施します。

「効果的な計画の評価実施を目指して」

5. 調査・研究事業

5-1 日常生活自立支援事業に係る情報収集【継続】

現在、北海道が実施している日常生活自立支援事業について、平成26年度を目途にその実施機関が市町村社会福祉協議会へ移るという動きがあることを受け、事業の実施に向けた具体的な準備と職員育成並びに必要な情報の収集を継続して取り組みます。

5-2 成年後見制度に係る情報収集【継続】

日常生活自立支援事業の動向と合せ、成年後見、市民後見の育成、法人後見等関連制度の情報と、道内各市町村社協の動向等の情報収集に努めます。

「気軽に足を運べる相談窓口を目指して」

6. 心配ごと相談事業

6-1 住民よろず相談所の設置【継続】

地域の困りごとから、専門相談窓口への架け橋として、民生委員の協力を得て「住民よろず相談所」を設置します。

また、気軽に相談できる体制を目的に、電話相談を実施します。

(1) 相談員：民生委員

(2) 開設：毎週木曜日 石狩市総合保健福祉センター

第三木曜日 社協厚田支所（厚田保健センター）

〃 社協浜益支所（高齢者生活福祉センター）

6-2 よろず相談員研修会の開催【継続】

多種多様化する相談ニーズに対応するため、時代背景や地域の課題等に沿った具体的なテーマ（生活困窮者の餓死問題等）を設定し相談員のスキルアップにつながる研修会を実施します。

「きめ細やかな生活支援活動を目指して」

7. 在宅福祉サービス事業

7-1 重度身体障害者訪問入浴サービス（石狩市受託）【継続】

家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、入浴サービスの提供により、健康と保健衛生の向上を目的とした「石狩市重度身体障害者訪問入浴サービス」を受託します。

- (1) サービス提供事業者 三井ヘルスサービス(株)・(有)アルファヘルプサービス

7-2 訪問サービス(石狩市受託)【継続】

独居高齢者が安心して日常生活を営めることができるよう、週3回乳酸菌飲料を配布しながら高齢者宅を訪問し、安否確認を実施し、高齢者等の事故防止を目的とした「石狩市訪問サービス」を受託します。

- (1) サービス提供実施者 札幌ヤクルト販売(株)
(2) サービス提供地域 旧石狩市地区

7-3 食の自立支援サービス(石狩市受託)【継続】

調理、栄養管理が困難な、独居高齢者、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、食事サービスの提供(配食)により、安否の確認や健康な食生活が営めることを目的とした「石狩市配食サービス事業」を受託します。

- (1) サービス提供実施者 (株)日総

7-4 寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス(石狩市受託)【継続】

在宅の寝たきり高齢者等の快適な生活環境の提供を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス」を受託します。

- (1) サービス提供実施者 (有)なぎさりファイナリー

7-5 寝たきり高齢者等理容サービス(石狩市受託)【継続】

在宅の寝たきり高齢者等の清潔の保持を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等理容サービス事業」を受託します。

- (1) サービス提供実施者 市内理容業者・花川美容分会

7-6 福祉機器等の貸与【継続】

在宅福祉や地域福祉活動の側面的支援を目的とし、各種福祉用具等の無償貸与を実施します。また、ふれあいサロン事業等地域で利用いただけるレクリエーション等用具の充実を図ります。

- (1) 車いす
(2) 高齢者疑似体験セット
(3) 行事用テント
(4) 杵並びに臼
(5) 各種レクリエーション等用具

7-7 福祉車両の貸与【継続】

施設入所者の外泊等による送迎や、在宅高齢者の通院等に一時的に福祉車両(車いす対応)が必要な際に、実費負担(燃料代)による福祉車両の貸与を実施します。

- (1) 貸出対象車両 ダイハツムーヴ(福祉車両)
トヨタライトエースノア(福祉車両)
ホンダステップワゴン

「笑顔で行き交う活動拠点施設を目指して」

8. 石狩市総合保健福祉センター管理運営事業

8-1 石狩市総合保健福祉センター管理運営【継続】

石狩市総合保健福祉センターの指定管理者(平成25年度～平成27年度)として、多くの方が気持ち良く利用できる施設運営を実施します。

- (1) 管理方針の作成
- (2) 利用者対応の強化(接遇強化)
- (3) 環境面への配慮(節電・節水)
- (4) ふれあいロビーの有効活用(展示会・演奏会)

8-2 会議室等の稼働率向上【継続】

会議室の稼働率向上を目指し、会議室の環境整備や企業等へのPRに努めます。

- (1) 社協ホームページ、広報誌によるPR
- (2) 会議室の適時清掃(机・椅子・カーペット)
- (3) 机、椅子等数量の定期的確認

8-3 ふれあい喫茶の開設【継続】

施設サービスの一環として、ロビーでの休憩や、会議等へコーヒーやジュースを提供するふれあい喫茶を開設します。

ふれあい喫茶の運営は、石狩市ボランティア連絡協議会の協力を得、施設総合案内の機能も担い、市内障がい者関係事業所・団体が手がけた製品を販売する「福祉の店」を開設します。

「健康で楽しい生活支援を目指して」

9. 花川北憩の家事業

9-1 石狩市花川北憩の家管理運営【継続】

60歳以上の石狩市民がいつでも気軽に利用できる施設としての機能を果たすため、石狩市高齢者生きがい福祉施設「花川北憩の家」の管理運営を実施します。

9-2 高齢者生きがいづくり対策事業(石狩市受託)【継続】

高齢者の健康づくりや新たな趣味づくりにより、健やかな生活が営めるよう事業を実施します。年間参加者の募集は石狩市広報誌にて行います。

- (1) りんくる陶芸教室(60歳以上)
- (2) 寿ふれあい農園(65歳以上:樽川・花畔2箇所設置)

「その人らしい生活の場としての施設運営を目指して」

10. 特別養護老人ホーム事業

10-1 “石狩市特別養護老人ホーム はまますあいどまり” 施設概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (2) 種 別：地域密着型老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (3) 定 員：20 名（短期入所 3 名）

10-2 施設運営方針

- (1) 施設サービス計画に基づき、健康で安心して生活できるサービスの提供を念頭において、入浴・排泄・食事の介助・相談及び援助社会生活上の便宜供与、その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者各自が有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目的に支援を実施します。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- (3) 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

10-3 事業内容

- (1) 入 浴（週 2 回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- (2) 食 事（朝食：8 時～ 昼食：12 時～ 夕食：18 時）
- (3) 排 泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- (4) 金銭管理（希望により実施）管理料 1 日当たり 50 円
- (5) 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- (6) 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- (7) 嘱託医師（浜益国保診療所）
- (8) 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- (9) 協力医院（恵愛会茨戸病院・浜益国保診療所）
- (10) 理 美 容（月 1 回実施）自己負担額 1,000 円

10-4 年間施設行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

「安心して生活が営める家族のような支援を目指して」

11. 認知症高齢者グループホーム “はまます なごみ”

11-1 “石狩市認知症高齢者グループホーム はまますなごみ” 施設概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (2) 種 別：認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- (3) 定 員：7名

11-2 施設運営方針

- (1) 認知症に伴う症状を職員が理解し、その方らしく、自由にゆったりと過ごしていただけるよう、また、利用者の方々がお互いに助け合い、可能な限り自立生活に向けた支援を実施します。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- (3) 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

11-3 事業内容

- (1) 入 浴（週2回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- (2) 食 事（朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：18時）
- (3) 排 泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- (4) 金銭管理（希望により実施）管理料1日当たり50円
- (5) 機能訓練（定期的な集団訓練の実施）
- (6) 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- (7) 嘱託医師（浜益国保診療所）
- (8) 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- (9) 協力医院（恵愛会茨戸病院・浜益国保診療所）
- (10) 理 美 容（月1回実施）自己負担額1,000円

11-4 年間施設行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

また、夏祭り等大きな行事は、特養部門と合同し効率的に進めます。

「心のこもったサービスの提供を目指して」

12. 老人デイサービスセンター事業

12-1 “石狩市花川北老人デイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種 別：通所介護・介護予防通所介護
- (3) 定 員：35名

12-2 “石狩市花川南老人デイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川南5条3丁目109番地
- (2) 種 別：通所介護・介護予防通所介護
認知症専用通所介護・介護予防認知症専用通所介護
- (3) 定 員：通所介護30名・認知症専用12名

12-3 “石狩市はまますデイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4
- (2) 種 別：通所介護・介護予防通所介護
- (3) 定 員：通所介護15名

12-4 事業所運営方針

- (1) 利用者は、「お客様であり人生の師である」と考えて来て頂いた感謝の念を表します。
- (2) 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努める。
- (3) サービスは、量的より資質向上を優先します。
- (4) 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- (5) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

12-5 事業内容

- (1) 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- (2) 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- (3) 入浴サービスの実施（花川北・南デイは特殊浴槽対応可）
- (4) 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- (5) 個別機能訓練、日常動作訓練、レクリエーションの実施
- (6) 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- (7) 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- (8) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

12-6 年間行事

- (1) 全員参加型の体操後、利用者選択式の運動レクリエーション、手工芸を中心とし、また季節感のある外出レクリエーション（散歩、公園散策等）、楽しみながら身体機能の低下を防止できるようなプログラムを提供していく。更に積極的にボランティア

アグループ等の協力をお願いしながらデイサービス以外の対人関係作りの場も提供します。

- (2) 個別機能訓練に関しては各職員が協力のもと、作成した個別機能訓練計画に基づいて利用者一人ひとりに合った機能訓練を実施し評価していく。また本人、家族、担当ケアマネージャーへ個別機能訓練計画を配布します。
- (3) デイサービス開所日以外で利用者と家族による日帰り行事や講師を招き介護者教室を実施し在宅生活を送っていくうえで困っている事等について意見交換の場となる家族介護者教室を実施します。

「地域と家庭をつなぐサービス提供を目指して」

13. 訪問介護事業

13-1 “訪問介護事業所 はまます” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4
- (2) 種別：訪問介護・介護予防訪問介護（身体介護・生活援助）

13-2 事業所運営方針

- (1) 浜益区をサービス提供エリアとする唯一の訪問介護事業所として地域と良好な関係のもと、地域で元気に末永く生活が営めるよう、家庭的なサービス提供に努めます。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供を実施します。
- (3) 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

13-3 事業内容

- (1) 身体介護：食事介護・入浴介助・排泄介助・清拭・部分浴
- (2) 生活援助：買物・調理・掃除・洗濯
- (3) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

「笑顔でつなぐ相互関係での支援を目指して」

14. 居宅介護支援事業

14-1 “ケアプランセンター社協いしかり” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種別：居宅介護支援事業

14-2 事業所運営方針

- (1) 利用者や家族、関係機関との信頼関係の構築に努め、利用者や家族のニーズに沿った支援を実施します。

- (2) 一段階上の居宅介護支援事業所の運営を目指し、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所へ向け人員配置等見直しを実施します。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

14-3 事業内容

- (1) ケアプラン作成事業
- (2) 予防プラン作成事業（地域包括支援センター受託）
- (3) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

「公正・中立・正確な調査を目指して」

15. 介護認定訪問調査受託事業

15-1 “社会福祉法人石狩市社会福祉協議会” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種 別：指定市町村事務受託法人

15-2 事業所運営方針

- (1) 指定市町村事務受託法人として、公正中立な事業実施に努めます。
- (2) 調査対象者の状況を客観的に判断できる調査員のスキル向上をはかり、正確な調査実施に努めます。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

15-3 事業内容

- (1) 介護認定訪問調査事業（石狩市・その他市町村受託）

「残存機能を生かした支援の提供とサービスの質向上を目指して」

16. 石狩市花川南ふれあいデイサービスセンター

16-1 事業所概要

- (1) 名 称：石狩市花川南ふれあいデイサービスセンター
- (2) 所在地：石狩市花川南5条3丁目109番地
- (3) 種 別：生活介護（基準該当事業所：身体障害者デイ）
- (4) 定 員：3名

16-2 事業所運営方針

- (1) 利用者・家族との信頼関係構築に努め、重度の障がい（肢体不自由）が有する方の在宅生活継続支援を目的に、必要とされるサービス提供を実施し、家族の介護負担軽減を図ります。
- (2) 利用者の残存機能を生かすことができるプログラムを実施し、利用者の役割を見出

- す支援に努めます。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供を実施します。
 - (4) 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
 - (5) 自立支援法改正や基準の変更、報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

16-3 事業内容

- (1) 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- (2) 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- (3) 入浴サービスの実施（特殊浴槽対応可）
- (4) 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- (5) 日常動作訓練、レクリエーションの実施
- (6) 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- (7) 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- (8) 往診の実施（嘱託医師：ふれあいクリニック医師）
- (9) 健康診断の実施（協力医療機関：医療法人ピエタ会石狩病院）
- (10) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

16-4 年間行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、利用者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

「安心して生活できる住環境の提供を目指して」

17. 居住サービス施設の運営（介護保険外施設）

17-1 “石狩市高齢者生活福祉センター（浜益居住サービスセンター）” 概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区2番地4
- (2) 定員：8名

17-2 “石狩市シルバーホームはまなか荘” 概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田93番地17
- (2) 定員：8名

17-3 事業運営方針

- (1) 共同生活によるコミュニティの形成を図り、居宅環境において生活することの生きがいを求める施設づくりに努めます。
- (2) 在宅生活において、緊急に保護が必要な方等の受入態勢を確保し地域包括支援センター等と密な情報交換のもと速やかな対応を実施します。

「世帯更生の支援を目指して」

18. 資金貸付事業

18-1 生活福祉資金貸付事業【継続】

北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談・受付窓口として、相談者のニーズや生活状況を客観的に判断し、関係機関と良好な連携を図り、最良とされる貸付資金の紹介や世帯更生につながる支援を進める。

- (1) 生活福祉資金（総合支援資金等）
- (2) 臨時特例つなぎ資金

18-2 福祉金庫貸付事業【継続】

石狩市社会福祉協議会の独自事業として、低所得者に対し緊急的に生活資金が必要となった際、民生委員、石狩市との良好な連携を図り、5万円を上限に資金貸付を行い、生活意欲と福祉の向上に努めます。

- (1) 生命に関わる緊急的な資金の貸付
- (2) 生命に関わる緊急的な食料の提供
- (3) 生活保護受給までのつなぎ資金の貸付
- (4) 世帯更生につながる償還指導

18-3 貸付調査委員会【継続】

生活福祉資金及び福祉金庫の貸付・償還状況についての協議の場として貸付調査委員会を開催します。

- (1) 貸付・償還状況の報告
- (2) 貸付金償還免除・猶予の協議
- (3) 困難事例の協議
- (4) 道生活福祉資金への意見具申

「地域福祉の推進を目的とした共同募金会への全面支援」

19. 共同募金推進事業

19-1 石狩市共同募金委員会の事務局運営【継続】

地域福祉活動事業や市内福祉団体等の活動資源となる共同募金委員会の事務局を担い、開かれた共同募金活動の啓発に努めます。

- (1) 共同募金活動の推進（町内会・企業・学校等）
- (2) 募金集計・助成申請取りまとめ
- (3) 北海道共同募金会への報告
- (4) 理事会、評議員会及び審査委員会等会議の開催
- (5) 広報活動（社協広報誌と連動）
- (6) 歳末たすけあい募金運動の協力
- (7) 災害見舞金の交付事業の実施
- (8) 災害義援金の受付

「福祉増進の赤十字運動への全面支援」

20. 日本赤十字社北海道支部石狩市地区支援事業

20-1 日本赤十字社北海道支部石狩市地区の事務局支援【継続】

石狩市における日赤事務局の支援を実施し、総合的な人道支援である赤十字活動の啓発に努めます。

- (1) 赤十字運動を支える社資の拡充
- (2) 地域や家庭に役立つ救急法等講習会の開催
- (3) 住宅火災における災害物資配分の実施
- (4) 災害義援金の受付
- (5) 赤十字奉仕団の育成

「くつろぎと癒しの場として地域に根差した施設運営を目指して」

21. 浜益温泉（石狩市浜益保養センター）管理運営

21-1 収支バランスに向けた取り組み【継続】

新たに事業受託者としての運営となります。これまでの浜益温泉ブランドの魅力発信の活動、築いてきた飲食事業、物販事業を検証しさらに工夫を凝らし、今後の収支の安定、改善をはかっていきます。

- (1) 売店コーナーは季節、客層に合わせた適切、より魅力的な商品構成、アイテムの選定、品ぞろえ。
- (2) 軽食コーナーは季節に合わせたメニュー、浜益の地方色を訴求できる特色あるメニューの開発。温泉事業拡大の柱としての役割期待。
- (3) 重点営業日、営業時間の再配分に応じた適切で効果的な人員配置。

21-2 サービス面の強化に向けた取り組み【継続】

お客様にまた行ってみたいと思っただけの好感度、満足度の充足を目標にソフト面の強化を継続していきます。

- (1) 接遇の強化（従業員の資質向上・意識の変革）
- (2) 軽食コーナーは利用客のニーズの応じたメニューの見直し、開発。（季節感・地域特性・団体特性を指向した）

21-3 効果的な営業・企画・広報活動

地域資源、立地状況を捉え効率的、かつ効果が期待できる営業・企画・広報活動を展開します。優待料金に頼らない新しい魅力の創出活動、発信の工夫。

- (1) 地域特性の利用拡大（海水浴、キャンプ場。鮭釣り。黄金山などのアウトドア活動との連携強化）
- (2) 地場製品の販売（果樹組合・特産銘菓・民芸品）
- (3) 周辺施設と連携した新たな利用価値の創出（道民の森・増毛岩尾温泉）
- (4) 地域文化の紹介（浜益人形展・陶芸展・工芸展・文化講演会・自然教育レクチャールーム）

- (5) 団体客獲得に向けた営業活動の推進（既存の人脈資源。口コミ）
- (6) ブランド力の向上を目指す積極的な広報活動（新聞、TVなどのパブリシティ主体）
- (7) ネット環境の有効活用（市、社協、観光協会ホームページなど）

22. その他事業

22-1 被災世帯見舞金の交付

石狩市内における被災世帯に対し、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会災害見舞規程により見舞金の交付を実施します。

- (1) 対 象：石狩市社会福祉協議会会員
- (2) 範 囲：家屋の全焼
- (3) 見舞金：世帯あたり 20,000 円

22-2 福祉団体の協力・支援

各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援をする。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働する。

- (1) 石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局支援・協力
- (2) 石狩市高齢者クラブ連合会事務局支援・協力
- (3) 石狩市身体障害者福祉協会事務局支援・協力
- (4) 石狩市連合遺族会並びに石狩市遺族会事務局支援・協力
- (5) 厚田遺族会事務局支援・協力
- (6) 浜益遺族会事務局支援・協力
- (7) 石狩市視覚障がい者協会瞳会事務局支援・協力

22-3 新たな在宅福祉サービスの検討

介護保険法の改正を受け、各事業における収支効果を測定し、多様化するニーズに対応でき、求められるサービス実施に向けた検討を進めます。